

# お知らせ

城里町役場（代表）

☎ 029-288-3111

## お知らせ

### 土地及び家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧について

帳簿の縦覧とは、所有している土地や家屋の評価額が適正かどうかを比較できる制度です。縦覧期間を次のとおり設けます。

#### 期間

4月1日(木)～30日(金)

※土曜・日曜・祝日を除く。

#### 時間

午前8時30分～午後5時15分

**場所** 税務課(役場本庁舎1階)

#### 縦覧できる方

町内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者または納税管理人及び相続人等

※個人情報保護の観点から、本人(代理権を有する方を含む)以外の質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

#### 持参するもの

- ①本人確認ができるもの(運転免許証など)
- ②納税通知書・課税明細書
- ③委任状(家族または代理人の場合)
- ④相続関係がわかるもの(相続人の場合)
- ⑤印鑑

#### 問合せ

税務課

☎ 029-288-3111

(内線122、124)

## 令和3年度 城里町高校生会会員募集

城里町高校生会の趣旨に賛同し、ボランティア活動に参加できる高校生を次のとおり募集します。

#### 主な活動

○ 定例会

毎月第2土曜日

午後1時30分から

場所/コミュニティセンター 城里

○ 町行事へ協力

・ ふれあいの船事業の引率

・ 公民館講座の運営補助

・ 各種イベントの運営補助

○ 会員同士のレクリエーション等

#### 申込期間

4月1日(木)～30日(金)

年会費 500円

#### 申込先・問合せ

教育委員会事務局

☎ 029-288-3135

## 相談

### 金融トラブル無料相談窓口を ご利用ください

財務省関東財務局水戸財務事務所では、無料相談窓口を設置しています。詐欺的な未公開株やファンド投資の勧誘、「プリペイドカードを買ってきよ」などの電子マネー詐欺、多重債務に関する悩みの相談に応じています。お気軽にご相談ください。

#### 相談窓口

○ 詐欺的な投資勧誘(未公開株・社債・ファンド)、電子マネー詐欺相談(架空請求・サクラサイト)

☎ 029-222-1-3195

※平日、午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

○ 多重債務相談(借金・クレジットカード・各種ローン)

☎ 029-222-1-3190

※平日、午前8時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)

問合せ 関東財務局水戸財務

事務所

☎ 029-222-1-3190

## 茨城県行政書士会では 無料相談会を毎月開催しています

相談日 毎月第2火曜日 午後1時～4時

※事前申し込みは不要です。

相談場所 役場本庁舎2階 会議室

相談内容 相続・遺言、事業継承、許認可、土地利用など

相談員 茨城県行政書士会水戸支部会員

問合せ 茨城県行政書士会水戸支部事務局

☎ 029-251-3101

## ホロルの湯からのお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3月1日(月)まで臨時休業いたします(2月22日現在)。回数券等の利用につきましては、休業日数分を延長して対応します。なお、休業期間は変更になる場合があります。最新の営業状況については、下記までお問い合わせください。

問合せ ホロルの湯 ☎ 029-288-7775

まちづくり戦略課 ☎ 029-353-7040

## 広告

《協会けんぽ加入者の皆さまへ》

## 令和3年度 保険料率のお知らせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率は、加入者の皆さまの医療費等に基づき、都道府県ごとに設定されます。

令和3年度の協会けんぽ茨城支部の健康保険料率、および介護保険料率(全国一律)は次のとおりです。

### 健康保険料率

令和3年2月分  
(3月納付分)まで

**9.77%**



令和3年3月分  
(4月納付分)から

**9.74%**

### 介護保険料率

令和3年2月分  
(3月納付分)まで

**1.79%**



令和3年3月分  
(4月納付分)から

**1.80%**

※平成30年度から導入されたインセンティブ(報奨金)制度により、皆さまの健康に対する取り組み(健康診断の受診等)が、2年後の健康保険料率に反映される仕組みになっています。

**問合せ** 協会けんぽ茨城支部 企画総務グループ  
☎029-303-1580

## 小学校で使わなくなった机・椅子

### 無償で譲渡します!!

入れ替えにより、各小学校で使わなくなった児童用机、椅子を無償で譲渡します。

#### 譲渡場所・日時

譲渡場所	日	時
石塚小学校	3月28日(日)	10時~正午
常北小学校	3月25日(木)	10時~正午
桂小学校	3月28日(日)	14時~16時
沢山小学校	3月26日(金)	10時~正午
七会小学校	3月25日(木)	14時~16時

**対象者** 個人および法人(事業所)

**数量** 1人・1法人につき10品まで

#### 注意事項

- ・傷や不具合等があることをご理解ください。
- ・引き渡し後の返品は受け付けません。
- ・搬出、積み込み等は、ご自身で当日中に行ってください。
- ・他人への譲渡、転売は禁止とします。
- ・申し込みは不要です。直接、各小学校までお越しください。
- ・先着順とし、なくなり次第終了とします。
- ・希望者が少なく、余りが生じた場合は、希望者に連絡して譲渡することがあります。

**問合せ** 教育委員会事務局 ☎029-288-7010

## 国家公務員 募集

人事院は、令和3年度国家公務員採用試験を次のとおり行います。

各試験の受験案内等は、人事院のホームページで確認できます。詳細は、人事院関東事務局までお問い合わせください。

◇**総合職試験**(院卒者試験、大卒程度試験)

受付期間 3月26日(金)~4月5日(月)

第1次試験日 4月25日(日)

◇**一般職試験**(大卒程度試験)

受付期間 4月2日(金)~14日(水)

第1次試験日 6月13日(日)

◇**一般職試験**(高卒者試験、社会人試験(係員級))

受付期間 6月21日(月)~30日(水)

第1次試験日 9月5日(日)

**申込方法** 人事院のホームページからお申し込みください。

**問合せ** 人事院関東事務局

☎048-740-2006~2008

🌐<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

## ♥ 茨城いのちの電話 ♥

### 電話相談員養成講座受講生募集

いのちの電話は、自殺予防を目的としたボランティア活動です。悩みを抱える方の支えになる、電話相談員として活動するための「電話相談員養成講座受講生」を募集します。

**研修期間** 令和3年6月~令和5年3月

**応募資格** いのちの電話の趣旨に賛同し、活動に積極的に参加できる23歳以上の方

**募集人数** 40名程度

**研修費用** 第1~5課程 各7,000円(学生各2,000円)

**申込方法** 4月10日(土)までに、茨城いのちの電話ホームページから入手できる申込書と、自分史のレポート(400字詰め原稿用紙5枚以上)を応募先(〒305-8691 筑波学園郵便局私書箱60号)まで郵送してください。

※研修内容等の詳細は、問合せ先までお問い合わせください。

#### 応募先・問合せ

茨城いのちの電話 事務局

☎029-852-8505 🌐<https://iid.or.jp>



▲詳細はこちら

## 茨城県警察官 募集

茨城県警察では、令和3年10月以降に採用する警察官を次のとおり募集します。

### 受験資格

○男性・女性警察官A(令和3年10月または令和4年4月採用)

昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人、もしくは令和4年3月31日までに卒業見込みの人、または人事委員会がこれと同等と認める人

○男性・女性警察官B(令和3年10月採用)

昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの受験資格(学歴区分)に該当しない人(令和4年3月31日までに高等学校を卒業見込みの人を除く。)

**応募方法** ホームページから行ってください。

**応募期限** 4月9日(金) 午後5時まで

**試験案内の配布** 笠間警察署および城里地区交番、町内の各駐在所で配布しています。

### 問合せ

採用フリーダイヤル ☎0120-314-058

笠間警察署 ☎0296-73-0110

🌐<https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei>

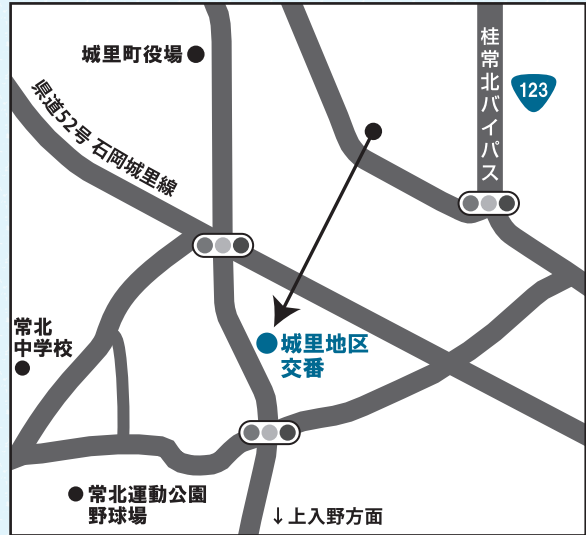
### 笠間警察署からのお知らせ

## 城里地区交番が移転します

4月1日(木)から、城里地区交番が次のとおり移転します。

**名称** 茨城県笠間警察署城里地区交番

**新住所** 城里町石塚2339-1



**問合せ** 城里地区交番 ☎029-288-2006

※電話番号は変わりません。

笠間警察署 ☎0296-73-0110

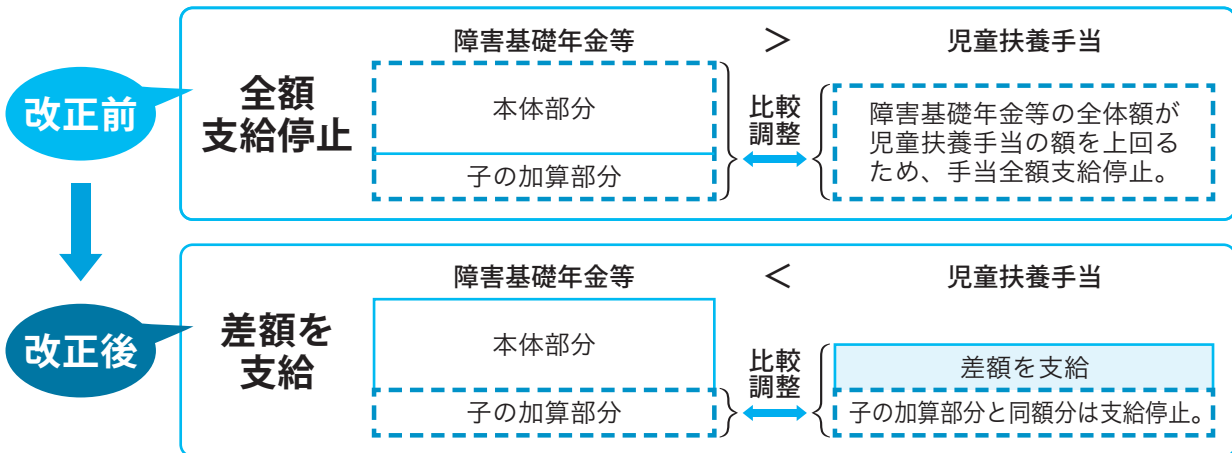
## 障害基礎年金等を受給しているひとり親世帯の皆さまへ

## 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

令和3年3月分(5月支払い)から、児童扶養手当の手当額の算出方法と、支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

これまで、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、3月分の手当以降から、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには申請が必要となります。詳細は町ホームページをご覧ください。福祉こども課までお問い合わせください。



**問合せ** 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)